

座間市被災者支援ハンドブック

この冊子に関する問い合わせ先

危機管理課 ☎046-252-7395

被災された方へ

この度の災害に際し、心よりお見舞い申し上げます。

座間市では、被災者の皆様が届出などをしなければならない事項の内、市役所を中心とした諸手続きについて、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、被災者の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

座間市役所 046-255-1111(代表)

事前準備について

座間市役所及び関係施設にて各種手続きをする流れは、下記のとおりです。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をお願いします。

STEP1

持ち物の確認

次のページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP2

委任状について

来庁する方によっては、委任状が必要な場合があります。
詳しくは、6ページ以降の各種手続きの問い合わせ先にご確認ください。

STEP3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、座間市役所及び関係施設へお越しください。



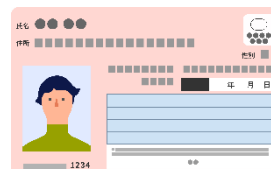
来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものが異なります。下記以外にも必要なものがある場合がありますので、6ページ以降の各種手続きでご確認ください。

本人確認書類について

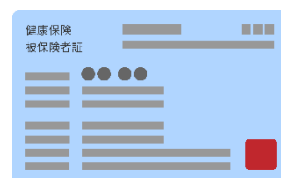
□1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、
パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、
在留カード、特別永住者証明書 など



□2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の被保険者証、
医療受給者証、各種年金手帳（基礎年金番号通知書）、
学生証 など
（注）有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



亡くなられた方がいる場合

亡くなられた方がいらっしゃった場合は、本紙と併せて、「おくやみハンドブック」（市民広聴課発行）をご確認いただき、災害に関する手続きの他、亡くなられた方に関する手続きを行ってください。

おくやみハンドブックは市ウェブサイトからダウンロードいただくか、以下の場所にて取得してください。

- 総合案内（本庁舎1階）
- 市民広聴課（本庁舎1階）
- 各出張所
- 市公民館
- 北地区文化センター
- 東地区文化センター



被災に伴う手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

☑	該当事項	担当課	詳細ページ
市役所本庁舎 1 階			
☐	障害者手帳の焼失・紛失	障がい福祉課	P.6
☐	国民年金保険料の免除・納付猶予申請	保険年金課	
☐	年金証書の焼失・紛失		P.7
☐	年金手帳・基礎年金番号通知書の焼失・紛失		P.8
☐	国民健康保険税の減免等		
☐	国民健康保険一部負担金の減免等		P.9
☐	後期高齢者医療制度一部負担金の減免等		
☐	後期高齢者医療保険料の減免		P.10
☐	資格情報のお知らせ又は資格確認書の焼失・紛失		
☐	介護保険被保険者証等の再交付申請	介護保険課	P.11
☐	介護保険料の徴収猶予・減免申請		
☐	印鑑登録の廃止および再申請	戸籍住民課	P.12
☐	住民基本台帳カードの廃止届		
☐	マイナンバーカードの廃止・再交付申請	デジタル推進課	
☐	犯罪被害に関する相談	市民広聴課	P.13
市役所本庁舎 2 階			
☐	児童扶養手当の特例措置申請	子育て支援課	P.14
☐	特別児童扶養手当の特例措置申請		
☐	保育料（保育者負担額）の減免申請	保育・幼稚園課	P.15
☐	建物滅失登記等の届出	固定資産税課	
☐	固定資産税・都市計画税の減免申請		P.16

☒	該当事項	担当課	詳細ページ
☐	被災住宅用地に対する特例適用の申告	固定資産税課	P.16
☐	徴収の猶予申請	債権管理課	P.17
☐	市民税・県民税・森林環境税の減免申請	市民税課	
☐	軽自動車税（種別割）の廃車手続き		地域福祉課
☐	災害弔慰金の受給申請	地域福祉課	
☐	災害障害見舞金の受給申請		
☐	災害援護資金の貸付け申請		
☐	市り災者見舞金支給		P.20
☐	日本赤十字社災害見舞金等支給		
☐	日本赤十字社援護物資支給		P.21
☐	生活困窮者自立支援制度		
市役所本庁舎 3 階			
☐	り災証明書（地震・風水害等）の申請	危機管理課	P.22
☐	り災届出証明書（地震・風水害等）の申請		
☐	広報ざま戸別配布の申込内容の変更連絡	秘書広報課	P.23
市役所本庁舎 4 階			
☐	災害見舞金の支給申請	生活安全課	P.24
☐	火災等ごみの処分	リユース推進課 ゼロカーボン推進課	P.25
☐	市営住宅の入居申込	都市整備課	P.26
☐	市営住宅一時使用承認願の申請		
市役所本庁舎 5 階			
☐	小・中学生の就学援助措置	就学支援課	P.27
☐	教科用図書は無償給与	教育指導課	

☒	該当事項	担当課	詳細ページ
消防本部（座間市相武台一丁目 48 番 1 号）			
☐	火災原因損害調査	消防署	P.28
☐	り災申告書の提出	予防課	
☐	り災証明書（火災・爆発）の申請		P.29
クリーンセンター（座間市入谷西二丁目 52 番 14 号）			
☐	し尿・生活排水処理	クリーンセンター	P.30
上下水道局（座間市緑ヶ丘一丁目 3 番 1 号）			
☐	使用水量の認定制度	経営総務課	P.31
☐	水道料金等の減免申請		

被災に伴う手続き一覧

障害者手帳の焼失・紛失

手続き詳細	期限
これまで本市で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方で災害によって障害者手帳を焼失・紛失した方に対して申請を受付します。	なし
	手続き可能な人 本市で障害者手帳の交付を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
・各手帳申請書 ・顔写真 ・マイナンバーカード	障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 046-252-7978
手数料	
なし	

国民年金保険料の免除・納付猶予申請

手続き詳細	期限
災害等によって被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、申請に基づき、国民年金保険料の納付が免除されます。市役所又はお近くの年金事務所に免除・納付猶予申請書と被災状況届を提出し申請します。 免除となる対象者の範囲の詳細は市又は年金事務所へお問い合わせください。	申請日から2年1カ月分まで遡って申請可
	手続き可能な人 本人又は代理人
必要なもの	問い合わせ先
【本人】 ・本人確認書類 【代理人】 ・委任状 ・代理人の本人確認書類	保険年金課保険年金係（年金担当） ☎ 046-252-7035

年金証書の焼失・紛失

手続き詳細	手続き可能な人
再交付申請書を市役所またはお近くの年金事務所へ提出することで再交付が可能です。	本人又は代理人
再交付は、原則、日本年金機構で管理している本人の住所あてに日本年金機構から郵送します（市受付の場合は到着まで1カ月程度）。	問い合わせ先
市での窓口交付は行えません。緊急性を要する理由がある場合に限り、年金事務所で窓口交付を受け付けています。お近くの年金事務所にご相談ください。（即日交付できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）	保険年金課保険年金係（年金担当）
ねんきんダイヤルに問い合わせいただければ、再交付申請書の送付を受け付けており、郵送申請が可能です。	☎ 046-252-7035
なお、ねんきんネットからの電子申請も可能です。	ねんきんダイヤル
必要なもの	☎ 0570-05-1165
【本人】	※050から始まる電話からかける場合
・年金手帳または年金額改定通知書など、日本年金機構が送付した書類	☎ 03-6700-1165
・本人確認書類	厚木年金事務所
【代理人】	☎ 046-223-7171
・本人の年金手帳または年金額改定通知書など、日本年金機構が送付した書類	街角の年金相談センター 厚木（オフィス）
・委任状	☎ 046-297-3481
・代理人の本人確認書類	

MEMO

年金手帳・基礎年金番号通知書の焼失・紛失

手続き詳細	手続き可能な人
再交付申請書をお近くの年金事務所へ提出することで再交付が可能です。（本人が、本人確認書類を持参した場合に限り、窓口交付可。）	本人又は代理人
ねんきんダイヤルに問い合わせいただければ、再交付申請書の送付を受け付けており、郵送申請が可能です。なお、ねんきんネットからの電子申請も可能です。	問い合わせ先
※市では、1号被保険者の方のみ受け付けし、後日日本年金機構から郵送で交付（到着まで1カ月程度）。	保険年金課保険年金係（年金担当）
※年金手帳は令和4年4月1日から廃止されました。以降は、代わりに基礎年金番号通知書が交付されます。	☎ 046-252-7035
必要なもの	ねんきんダイヤル
【本人】	☎ 0570-05-1165
・本人確認書類	※050から始まる電話からかける場合
【代理人】	☎ 03-6700-1165
・委任状	厚木年金事務所
・代理人の本人確認書類	☎ 046-223-7171
	街角の年金相談センター 厚木（オフィス）
	☎ 046-297-3481
	相模原年金事務所
	☎ 042-745-8101

国民健康保険税の減免等

手続き詳細	手続き可能な人
災害によって被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合。	本人又は代理人
必要なもの	問い合わせ先
・り災証明書	保険年金課保険年金係
・本人確認書類	（国民健康保険税担当）
（代理人の場合は、委任及び代理人の本人確認書類）	☎ 046-252-7003

国民健康保険一部負担金の減免等

手続き詳細	手続き可能な人
座間市国民健康保険加入者で、災害により一部負担金の支払いが困難と認められた場合、一部負担金の徴収猶予や減額・免除を一定期間に限り受けることができます。	本人又は代理人
	問い合わせ先
	保険年金課国保給付係 ☎ 046-252-7672
必要なもの	
・り災証明書 ・本人確認書類 (申請書類) ・国民健康保険一部負担金減免等申請書 ・同意書 ・収入申告書 ・資産申告書 ・家賃・間代・地代証明書 ・上記書類の記載事項が確認できる書類	

後期高齢者医療制度一部負担金の減免等

手続き詳細	手続き可能な人
災害によって被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合。	本人又は代理人
	問い合わせ先
	保険年金課保険年金係 (後期高齢者医療担当) ☎ 046-252-7213
必要なもの	
・り災証明書 ・本人確認書類	

MEMO

後期高齢者医療保険料の減免

手続き詳細	手続き可能な人
災害によって被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半壊・半焼・床上浸水以上の著しい損害を受けた場合、災害が発生した日の属する月以後6か月のうち、被保険者資格を有する月の月割保険料相当額を減免します。	原則、災害がやんだ日の翌日から起算して60日以内
必要なもの	問い合わせ先
・り災証明書 ・本人確認書類	保険年金課保険年金係 (後期高齢者医療担当) ☎ 046-252-7213

資格情報のお知らせ又は資格確認書の焼失・紛失

手続き詳細	手続き可能な人
資格情報のお知らせ又は資格確認書を紛失・破損してしまった場合は、申請により再交付できます。	本人又は代理人
必要なもの	問い合わせ先
・本人確認書類	保険年金課保険年金係 (国民健康保険担当) ☎ 046-252-7003 保険年金課保険年金係 (後期高齢者医療担当) ☎ 046-252-7213
再交付方法	
・窓口で即時交付。 (注) 身分を証明する物がない場合は、後日、郵送。 資格確認書等が届くまでに医療機関を受診する次のものを発行します。 (国民健康保険) 国民健康保険被保険者証明書 (後期高齢者医療制度) 後期高齢者医療被保険者受療証	
窓口での申請が困難な場合	
市 LINE 公式アカウント又は、郵送での申請も受け付けています。 (国民健康保険は、市 LINE 公式アカウントでも可)	

介護保険被保険者証等の再交付申請

手続き詳細	手続き可能な人
介護保険被保険者証等を紛失・焼失・破損等した場合は、再交付申請が可能です。 詳しい手続き方法は、担当にお問い合わせください。	本人又は代理人
	問い合わせ先
必要なもの	介護保険課介護保険係
・本人確認書類 ・委任状（代理人の場合）	☎ 046-252-7719

介護保険料の徴収猶予・減免申請

手続き詳細	期限
震災、風水害、火災その他これらに類する災害により財産に著しい損害を受けた場合、申請に基づき1年以内の期間に限って徴収を猶予する制度があります。 また、火災の被害を受けた方は保険料を一部減免できる場合があります。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	本人
担当へお問い合わせください	問い合わせ先
	介護保険課介護保険係
	☎ 046-252-7719

MEMO

印鑑登録の廃止および再申請

手続き詳細	期限
登録した印鑑や印鑑登録証（座間市民カード、手帳型）を紛失した場合は、印鑑登録の廃止が必要です。再度印鑑登録が必要な場合は、廃止に併せて新規登録の申請が可能です。	なし
	手続き可能な人
	本人
必要なもの	問い合わせ先
・本人確認書類 ・登録する印鑑	戸籍住民課窓口係 ☎ 046-252-8083

住民基本台帳カードの廃止届

手続き詳細	期限
住民基本台帳カードを紛失、焼失、又は著しく損傷した場合や住民基本台帳カードの機能が損なわれた場合は、廃止届をしてください。 住民基本台帳カードの再交付申請は受け付けていません。	なし
	手続き可能な人
	本人
必要なもの	問い合わせ先
・本人確認書類 ・り災証明書等、紛失や焼失の事実がわかる書類	戸籍住民課窓口係 ☎ 046-252-8083

マイナンバーカードの廃止・再交付申請

手続き詳細	期限
マイナンバーカードを紛失、焼失、又は著しく損傷した場合や、マイナンバーカードの機能が損なわれた場合は、廃止および再交付申請が可能です。	なし
	手続き可能な人
	本人
必要なもの	問い合わせ先
・本人確認書類 ・り災証明書等、紛失や焼失の事実がわかる書類	デジタル推進課マイナンバー係 ☎ 046-252-8006

犯罪被害に関する相談

手続き詳細	手続き可能な人
・犯罪の被害に遭われた方や、そのご家族からのさまざまなご相談に応じるため、県・県警察・NPO 法人神奈川被害者支援センターの三者が連携し、必要とする情報や支援を総合的に提供する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」が設置されています。 ・また、性犯罪・性暴力でお困りの方には、県が運営する「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターかならいん」が 24 時間 365 日いつでも相談を受け付けています。 ・ほかにも、NPO 法人神奈川被害者支援センターが運営する「ハートライン神奈川」でも相談を受け付けています。 ・詳細は各施設にお問い合わせください。	被害に遭われた方 問い合わせ先 市民広聴課市民広聴係 ☎ 046-252-8218 かながわ犯罪被害者サポートステーション ☎ 045-311-4727 かならいん ☎ 045-322-7379 ハートライン神奈川 ☎ 045-328-3725
必要なもの	
各施設にお問い合わせください。	

MEMO

児童扶養手当の特例措置申請

手続き詳細	期限
受給者、配偶者または扶養義務者が災害により住宅、家財等の財産についてその価額のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合、申請により、当該被災者の所得制限を一時的に解除し、その損害を受けた月から翌年の10月分までの手当を支給します。	原則、該当事由発生日から14日以内
	手続き可能な人
	児童扶養手当受給者
必要なもの	問い合わせ先
・受給者の本人確認書類 ・り災証明書 ・児童扶養手当被災状況書	子育て支援課子育て支援係 ☎ 046-252-7201

特別児童扶養手当の特例措置申請

手続き詳細	期限
受給者、配偶者または扶養義務者が災害により住宅、家財等の財産についてその価額のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合、申請により、当該被災者の所得制限を一時的に解除し、その損害を受けた月から翌年の7月分までの手当を支給します。	該当事由発生日の属する月
	※やむを得ない理由により上記期限までに申請できなかった場合は、その理由がやんだ後15日以内
	手続き可能な人
必要なもの	特別児童扶養手当受給者
	問い合わせ先
	子育て支援課子育て支援係 ☎ 046-252-7201

MEMO

保育料（保育者負担額）の減免申請

手続き詳細	期限
・居住する家屋または使用する家財が震災・風水害・火災その他これらに類する災害により損失を受けた場合でやむを得ない事情がある場合、保育料の減免申請が可能です。	担当へお問い合わせください。
・減免額等の詳細は担当へお問い合わせください。	手続き可能な人 入所した児童およびその扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
・り災証明書等の災害を証明するもの	保育・幼稚園課認定給付係 ☎ 046-252-7202

建物減失登記等の届出

手続き詳細	期限
解体や焼失等により建物が減失した（無くなった）ときに行う手続きです。その建物が登記されているかどうかで、手続き内容及び手続き場所が異なります。	【登記されている建物の場合】 減失の日から1か月以内（不動産登記法第57条）
【登記されている建物の場合】 建物減失登記が必要です。手続きの場所は、横浜地方法務局大和出張所です。	【未登記の家屋の場合】 減失の日以降、速やかに御連絡ください。
【未登記の建物の場合】 座間市固定資産税課へ御連絡ください。必要に応じ、職員が現地確認をさせていただきます。	手続き可能な人 【登記されている建物の場合】 横浜地方法務局大和出張所へお問い合わせください。 【未登記の建物の場合】 どなたでも手続き可能です。
必要なもの	問い合わせ先
【登記されている建物の場合】 横浜地方法務局大和出張所へお問い合わせください。 【未登記の建物の場合】 特にありません。	【登記されている建物の場合】 横浜地方法務局大和出張所 ☎ 046-261-2645 【未登記の建物の場合】 座間市固定資産税課家屋係 ☎ 046-252-8047

固定資産税・都市計画税の減免申請

手続き詳細	期限
災害により固定資産に損害を受けた方は、申請に基づき固定資産税・都市計画税が減免となる場合があります。 (注)被害の程度に応じて減免となる割合が異なります。	当該年度の納期限前7日まで
	手続き可能な人
	所有者、親族、依頼を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
り災証明書	固定資産税課土地係 ☎ 046-252-8043 固定資産税課家屋係 ☎ 046-252-8047

被災住宅用地に対する特例適用の申告

手続き詳細	期限
災害によって家屋が滅失又は損壊した住宅用地について、宅地から地目を変更せず当該土地に住宅を再建する計画があるときは、災害発生後2年度分の固定資産税・都市計画税に係る土地の特例措置が引き続き適用される場合があります。	被災した年の翌年の1月31日まで
	手続き可能な人
	所有者、親族、依頼を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
り災証明書	固定資産税課土地係 ☎ 046-252-8043

MEMO

徴収の猶予申請

手続き詳細	期限
・財産について災害を受け、市税を一時的に納付することができない場合に徴収猶予申請をすることができます。 ・対象税目 1. 市民税・県民税・森林環境税 2. 固定資産税・都市計画税 3. 軽自動車税（種別割） 4. 法人市民税 5. 国民健康保険税 詳細は担当へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	本人
必要なもの	問い合わせ先
・本人確認書類 ・財産収支状況書 ・財産目録 ・収支の明細書 ・り災証明書	債権管理課債権管理第1・2係 ☎ 046-252-8049

市民税・県民税・森林環境税の減免申請

手続き詳細	期限
・地震、風水害、火災、その他これらに類する災害により被害を受けた場合には、申請により市民税・森林環境税が減免される場合があります。	減免を受けようとする納期限前7日まで
	手続き可能な人
	本人
必要なもの	問い合わせ先
・写真表示のある本人確認書類 ・り災証明書等の申請する事由を証明する書類 ・市民税・県民税・森林環境税減免申請書・り災証明書	市民税課市民税係 ☎ 046-252-8833

軽自動車税（種別割）の廃車手続き

手続き詳細	期限
地震、風水害、火災、その他これらに類する災害により被害を受け、軽自動車等の機能が滅失している場合に、廃車手続きをすることができます。	なし
	手続き可能な人
	本人
必要なもの	問い合わせ先
・写真表示のある本人確認書類 ・り災証明書等の申請する事由を証明する書類 ・軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書 または、軽自動車税（種別割）に係る課税停止願	市民税課市民税係（諸税） ☎ 046-252-8004

災害弔慰金の受給申請

手続き詳細	期限
・「座間市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、対象となる自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波など）により被害を受け亡くなられた方の遺族に災害弔慰金の支給を行います。 ・対象となる災害 1. 市内において住居が 5 世帯以上滅失した災害 2. 県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 3. 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害	なし
	手続き可能な人
	災害により被害を受け亡くなられた方の遺族
必要なもの	問い合わせ先
担当へお問い合わせください	地域福祉課地域連携係
手数料	☎ 046-252-7127
なし	

災害障害見舞金の受給申請

手続き詳細	期限
・「座間市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、対象となる自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波など）により、負傷し又は病気にかかり治ったときに、重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢肘関節以上切除など）がある方へ災害障害見舞金を支給します。 ・対象となる災害 1. 市内において住居が5世帯以上滅失した災害 2. 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3. 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	なし 手続き可能な人 災害により被害を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
担当へお問い合わせください	地域福祉課地域連携係
手数料	☎ 046-252-7127
なし	

災害援護資金の貸付け申請

手続き詳細	期限
・「座間市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、対象となる自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波など）により、被害を受けた方へ災害援護資金の貸し付けをします。 ・対象となる災害 県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 ・貸付要件等の詳細は、担当へお問い合わせください。	被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで 手続き可能な人 災害により被害を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
担当へお問い合わせください	地域福祉課地域連携係
	☎ 046-252-7127

市り災者見舞金支給

手続き詳細	期限
災害救助法の適用を受けない火災・風水害等の小規模災害による焼失（全焼又は半焼）・損壊（全壊又は半壊）や床上浸水等の被害を受けた住家の居住者に、見舞金を支給します。 ※消防署からの情報に基づき、現地の被災状況を確認のうえ、口座振込で支給	なし
	手続き可能な人
	被害を受けた住家の居住者 ※住家以外は対象外
必要なもの	問い合わせ先
担当へお問い合わせください	地域福祉課地域連携係
手数料	☎ 046-252-7127
なし	

日本赤十字社災害見舞金等支給

手続き詳細	期限
日本赤十字社座間市地区及び神奈川県支部より、災害救助法等の適用を受けない火災・風水害等の小規模災害による焼失（全焼又は半焼）・損壊（全壊又は半壊）や床上浸水等の被害を受けた住家の居住者およびその災害により入院加療を要する重傷を負った居住者に見舞金を支給します。また、その被害を受け亡くなられた居住者の遺族に死亡弔慰金を支給します。 ※消防署からの情報に基づき、現地の被災状況を確認のうえ、口座振込で支給	なし
	手続き可能な人
	被害を受けた住家の居住者 被害を受け亡くなられた居住者の遺族 ※住家以外は対象外
必要なもの	問い合わせ先
担当へお問い合わせください。	地域福祉課地域連携係
手数料	☎ 046-252-7127
なし	

日本赤十字社援護物資支給

手続き詳細	期限
日本赤十字社神奈川県支部より、災害救助法の適用を受けない火災・風水害、消火活動による水損等の被害を受け、一時的に居住が困難となった住家の居住者に、生活必需品セットを支給します。 ※消防署からの情報に基づき、現地の被災状況を確認のうえ、現地等で直接支給	なし
	手続き可能な人
	被害を受けた住家の居住者 ※住家以外は対象外
必要なもの	問い合わせ先
なし	地域福祉課地域連携係
手数料	☎ 046-252-7127
なし	

生活困窮者自立支援制度

手続き詳細	期限
生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者及び生活困窮者になるおそれのある方に対し、生活上の相談・支援を実施しています。災害により生活上の困難が生じる場合も、家計に関する支援など相談・支援の対象になりますので、ご相談ください。	なし
	手続き可能な人
	生活困窮者、生活に困窮するおそれのある方及び生活にお困りの方
必要なもの	問い合わせ先
担当へお問い合わせください。	地域福祉課自立サポート係
手数料	☎046-252-8566
なし	

MEMO

り災証明書(地震・風水害等)の申請

手続き詳細	期限
市内で発生した地震や風水害などの災害(注)により、お住いの住宅などが被害を受けたことを証明するもので、り災物件を市職員が調査し、災害によるり災を立証できる場合に発行します。 (注) 災害対策基本法第2条第1項に規定する災害(注2)のうち、火災・爆発を除くものが対象です。火災・爆発による、り災証明書の申請はP29「り災証明書(火災・爆発)の申請」をご確認ください。 (注2) 落雷による災害は対象外です。	り災した翌日から起算して90日以内 手続き可能な人 ・災害に遭われた方 ・代理人
必要なもの ・本人確認書類 ・写真や図面など被害の状況が分かる書類 ・委任状(代理人が手続きする場合)	問い合わせ先 危機管理課防災計画係 ☎ 046-252-7395 大規模災害の場合は、 固定資産税課家屋係 ☎ 046-252-8047
手数料 なし	

り災届出証明書(地震・風水害等)の申請

手続き詳細	期限
災害により建物や設備などが被害を受けたことについて、市へ届出を行った事実を証明するものです。 この証明書は、被害の程度や、被害と災害の因果関係を証明するものではありません。 (注) 災害対策基本法第2条第1項に規定する災害(注2)のうち、火災・爆発を除くものが対象です。 (注2) 落雷による災害は対象外です。	り災した翌日から起算して90日以内 手続き可能な人 ・災害に遭われた方 ・代理人
必要なもの ・本人確認書類 ・写真や図面など被害の状況が分かる書類 ・委任状(代理人が手続きする場合)	問い合わせ先 危機管理課防災計画係 ☎ 046-252-7395 大規模災害の場合は、 固定資産税課家屋係 ☎ 046-252-8047
手数料 なし	

広報ざま戸別配布の申込内容の変更連絡

手続き詳細	期限
災害の影響で戸別配布を受け取ることが出来ない状況になった場合は、配布停止・住所変更等の手続きをしてください。 【申込方法】 市 LINE 公式アカウントまたは電話で申込内容の変更手続きを行うか、窓口で配布している申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、ファクスまたは窓口へご提出ください。 詳しくは担当へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
	問い合わせ先
必要なもの	秘書広報課広報係
なし	☎ 046-252-8684
	FAX 046-255-5090

MEMO

災害見舞金の支給申請

手続き詳細	期限
・「座間市災害見舞金支給条例」に基づき、交通事故や火災などの不慮の事故で被害に遭った方に災害見舞金の交付申請を受け付けています。この見舞金は掛け金がなく、市内在住者であればどなたでも申請することができます。 ・国内で発生した車両・電車・船舶・飛行機・一般家庭のガス爆発などの事故または火災・風水害などに遭い、入院または死亡した方などが対象となります。 ・弔慰見舞金は水難、火災救助その他の人命救助活動による死亡や、通り魔的な犯罪被害者の方も該当します。 ・詳しくは担当へお問い合わせください。	災害が発生した日から１年以内 手続き可能な人 ・被害に遭われた方 ・被害に遭われた方の遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
・担当へお問い合わせください。	生活安全課交通防犯係 ☎ 046-252-8158

MEMO

火災等ごみの処分

手続き詳細	期限
火災等の被害により生じたごみは、少量で「ごみ・資源物分別ガイド」に従い分別が可能であれば、地域の集積所に出しても構いません。 ただし、火災等により分別の出来ない一般廃棄物（家具、家電、布団、畳、日用品など）は民間業者へ回収を依頼してください。 なお、り災した住宅等の解体工事により生じたごみ（木くず、コンクリートから、金属くずなど）は解体工事を実施した民間業者の産業廃棄物として処分を依頼してください。 ※分別の出来る粗大ごみでも、り災の状況により、手数料が減免となる場合もありますので、リユース推進課まで御相談ください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
・り災証明書（注） （注）り災証明書は、民間業者が一般廃棄物を高座清掃施設組合（焼却炉）へ搬入する際に必要となります。 ※り災証明書は民間業者にお渡しください。 ※粗大ごみの減免申請は、り災証明書を持って、リユース推進課窓口までお越しください。	本人又は代理人
手数料	問い合わせ先
あり（民間業者へお問い合わせください。） ※減免の対象となる場合は粗大ごみの手数料は無料です。	・粗大ごみに関すること リユース推進課リユース推進係 ☎046-252-7659 ・ごみの分別に関すること ゼロカーボン推進課廃棄物減量係 ☎046-252-7985

市営住宅の入居申込

手続き詳細	期限
「座間市市営住宅条例」に基づき、災害により住宅が滅失した場合は、公募を受けず市営住宅への入居申込が可能です。 収入要件等があるので、詳しくは担当へお問い合わせください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
担当へお問い合わせください。	災害により住宅が滅失した方
手数料	問い合わせ先
なし	都市整備課市営住宅係 ☎ 046-252-7032

市営住宅一時使用承認願の申請

手続き詳細	期限
「座間市市営住宅条例」に基づき、災害等により住宅に被害を受けた方は、市営住宅を一定期間使用することができます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
・市内在住の世帯と分かるもの ・り災証明書	災害等により住宅を失い又は住宅に困窮している方
手数料	問い合わせ先
なし	都市整備課市営住宅係 ☎ 046-252-7032

MEMO

小・中学生の就学援助措置

手続き詳細	期限
・災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を援助する制度です。	担当にお問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
担当にお問い合わせください。	市内の小学校及び中学校又は私立、国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍する児童・生徒の保護者
手数料	問い合わせ先
なし	就学支援課就学支援係 ☎ 046-252-8739

教科用図書の無償給与

手続き詳細	期限
・災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給する制度です。 ・災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒が対象です。	担当にお問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
担当にお問い合わせください。	市内の小学校及び中学校又は私立、国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍する児童・生徒の保護者
手数料	問い合わせ先
なし	教育指導課指導係 ☎ 046-252-8732

MEMO

火災原因損害調査

手続き詳細	期限
消防法第 31 条に基づき、火災の原因や被害等を調査し、今後の火災予防対策に役立てています。調査に併せて「り災申告書」をお渡ししますので、り災証明が必要な場合は、必ず提出してください。 火災原因損害調査について次のことにご協力をお願いします。 1. 火災に関係のある方は、火災原因損害調査時の立会いをお願いしますので、ご連絡先、居住先等をお知らせください。 2. 火災原因損害調査が終了するまでは、無断での火災現場の立ち入りは禁止されています。立ち入る必要がある場合は担当までお問い合わせください。 3. 焼けたものの後片付け等は、火災原因損害調査終了後に行ってください。 4. 調査員の質問には正確にお答えください。	消防署・警察署が指定した日
必要なもの	手続き可能な人
・本人確認書類	・火災に関係のある方 ・代理人
手数料	問い合わせ先
なし	消防署 ☎ 046-256-2211

り災申告書の提出

手続き詳細	期限
り災申告書は、火災の被害を申告する書類で、<u>火災原因損害調査時</u>にお渡しします。り災証明書が必要な場合は、必要事項を記入し、おおむね 7 日以内に提出してください。 【申告書の種類】 1. 不動産り災申告書(建物) 2. 動産り災申告書(建物内の収容物) 3. 車両り災申告書(車両) (注)ご自身で消火した場合は、修理等をする前に消防署に連絡し、火災原因損害調査を受ける必要があります。	火災に遭った日からおおむね 7 日以内
必要なもの	手続き可能な人
・本人確認書類 ・委任状(代理人が手続きする場合)	火災に関係のある方 代理人
手数料	問い合わせ先
なし	消防本部予防課査察指導係 ☎ 046-256-2187

り災証明書(火災・爆発)の申請

手続き詳細	期限
被災者からの申請により、火災による被害状況を消防職員が確認した範囲で証明する書類です。 り災証明書の申請には、必ずり災申告書(P28「り災申告書の提出」を参照)の提出が必要です。 り災証明書は、火災保険の請求や各種支援などの届出・申請に必要となる場合があります。 (注)り災申告書がない(消防職員が事実確認をしていない火災)場合は、り災証明書(火災・爆発)の交付ができません。	なし
必要なもの	手続き可能な人
・本人確認書類 ・り災申告書	火災に関係のある方
手数料	問い合わせ先
なし	消防本部予防課査察指導係 ☎ 046-256-2187

MEMO

し尿・生活排水処理

手続き詳細	期限
公共下水道に接続されていない方で、風水害等の原因により、便所のし尿または浄化槽の浸透枘があふれた場合は、クリーンセンターに連絡し収集の依頼をしてください。なお、浄化槽の汚泥については株式会社ジェーシーまでご連絡ください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
減免には、申請書及び被災証明の提出が必要です。	本人または代理人
手数料	問い合わせ先
し尿及び浸透枘からあふれた生活排水には収集手数料が掛かりますが、被災の程度により減免されます。 なお、浄化槽の汚泥の処分は、株式会社ジェーシーの作業になりますので、費用については株式会社ジェーシーにご相談ください。	クリーンセンター収集業務担当 ☎046-252-8724 株式会社ジェーシー ☎046-231-4227

MEMO

使用水量の認定制度

手続き詳細	期限
火災等で使用水量が明らかでないとき、申請に基づき使用水量の認定をします。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
・本人確認書類 ・り災証明書	居住世帯の構成員で、水道および公共下水道の利用者として届出している方
手数料	問い合わせ先
なし	経営総務課料金係 ☎ 046-252-8541

水道料金等の減免申請

手続き詳細	期限
激甚災害により被災された方が、避難場所として一時的に市内に避難し居住している世帯に対し、水道料金および下水道使用料の減免申請が可能です。 ただし、被災した方以外の世帯と同居する場合は対象外です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
・本人確認書類 ・り災証明書	居住世帯の構成員で、水道および公共下水道の利用者として届出している方
手数料	問い合わせ先
なし	経営総務課料金係 ☎ 046-252-8541

発	行	座間市役所
発	行 年	2025 年6月